

## 京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会設置要綱

### （設置）

第 1 条 本市において、人権教育・人権啓発の推進をはじめとする人権文化の構築に関する基本方針等を定める京都市人権文化推進計画（仮称）を策定するに当たり、適正かつ有効な提言を得るため、京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （構成）

第 2 条 委員会は、委員 10 名以内をもって構成する。

2 委員のうち、2 名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認める者を、それぞれ市長が委嘱する。

### （委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

### （座長及び副座長）

第 4 条 委員会に座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により選出し、副座長は委員のうちから座長が指名する。

3 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 委員会は、座長（座長に事故があるときは副座長）及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化市民局市民生活部人権文化推進課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。